

議案第63号

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例

清水町学校給食センター条例（昭和40年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 町内に住所を有する幼稚園児は、給食費を無料とする。

別表中「小学生」を「小学校」に、「中学生」を「中学校」に、「幼稚園児」を「幼稚園」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の清水町学校給食センター条例第3条第3項の規定は、令和元年10月1日以後の期間に対応する給食について適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。